

仕様書

1 委託業務の名称

5年目職員研修及び主任研修業務（5年目職員研修）

2 委託期間

令和6年11月1日から令和6年11月29日までのうち2日間

ただし、11月12日及び土日祝日を除く

※1日間×2回 同じ内容の研修を2回

※研修時間は、各日午前9時から午後5時までとする

3 業務場所（研修会場）

前橋市議会庁舎2階研修室 前橋市大手町二丁目12番1号

4 委託業務の目的及び内容

※前橋市人材育成基本方針に基づいた内容とすること

(1) 目的

ア 業務改善の中心をなす「問題発見力・問題解決力」を磨く。

イ 問題発見・解決の基本を学習し、様々な問題に対して主体的に取り組む具体的な手法を身につける。

(2) 内容

ア 問題解決の基本

イ 問題の発見と整理

ウ 原因の究明

エ 解決策立案

オ 問題解決に向けて1歩踏み出す（自職場の問題解決を考える）

5 対象者

令和2年度新規採用職員及び未受講者

6 人数

78人（予定） 39×2班

7 委託金額

委託金額は、講師人件費、事務手数料、テキスト原稿料、講師の宿泊費、昼食代及び交通費を含めることとする。

8 報告及び検査

受託業者は、業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を市に提出するものとする。

市は、業務完了報告書の提出を受けた日から 10 日以内に検査を行う。

9 支払方法

受託業者は、市の検査に合格したときは、契約金額の支払を市に請求することができる。

市は、受託業者から請求を受けた日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

10 契約保証金

免除

11 講師

他自治体等において、実績を有する講師とする

12 その他

消費税及び地方消費税の免税事業者は、契約書を作成するために必要なので、採用決定後、直ちに「免税事業者届出書」をこの委託業務の担当課（前橋市総務部職員課）へ提出してください。

なお、この届出書の提出に当たっては、別紙の様式第 1 号を使用することとし、課税期間の記載については、契約締結予定日を含む事業年度（個人事業者の場合は 1 月 1 日から 12 月 31 日まで）を記入してください。

13 担当

前橋市総務部職員課人材育成係

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

電話 027-898-6503 (ダイヤルイン)

FAX 027-224-4166